

2月定例県議会の動き

議会の抜本改革へ向け着実な前進

議員の「口利き」要綱 議員優遇規定を表面的には外す形で決着

「県議会最大のタブー」にメスを入れるべく、後藤かつみが2年間取り組んできた「口利き」問題が一定の決着を見ました。

先の12月議会で、議員の不当な「口利き」内容を記録・公表する要綱案は、自民党サイドの巻き返しにより、不当性・公表の有無の判断に議会が関与できるという前代未聞のルールに修正されました。

これに対し、後藤は「議員のみを特別扱いとは前代未聞。県民の納得が得られるのか」などと徹底抗戦し、リベラル群馬も当初のルール案に戻すよう要請書を提出しました。

その後、野党サイドの抵抗と、マスコミ等による批判的な世論を受けた形で、12月段階で盛り込まれた議会関与の事項が表面的には削除されました。

しかし、要綱の中で「県議会から意見があった場合には、知事が速やかに必要な措置を講ずる」という一文が盛り込まれたため、これを根拠として実質的に骨抜きにしようという画策が可能になる余地は残されたため、引き続き注視が必要です。

政務調査費改革 与野党協議がスタート

「口利き」問題とならび、議会改革の最大テーマの一つである政務調査費(※)の在り方を巡り、与野党が歩み寄る形で各会派の代表者によるワーキンググループが発足されました。

今後議論する課題としては、①領収書を公開する範囲(現在は1万円未満は非公開)、②使途基準(政務調査費を充てて良い経費の基準)の明確化などについて、約1年かけて議論する予定です。

「口利き」要綱で県議関与の手順削除

県は11日、県議会総務企画常任委員会で、「口利き」など議員ら公職者らによる行政への不当な働き掛けへの対応策をまとめた要綱を示した。要綱案には、県議が「不当」を指摘された場合は「議長に検討を請求」「議長が知事に意見」など、議会が関与する手順が示されていたが、最終的にはこれを削除し、県議会から意見があった場合には「知事が速やかに必要な措置を講ずる」との表現にとどめた。四月一日から施工する。

当初の要綱案には議会側が運用に関与する規定がなく、最大会派の自民から反発の声が上がったため、県が県議だけを対象にした規定を新たに設ける修正案を提示。しかし、これに対して第二会派のリベラル群馬が「県議だけを分ける規定は県民に理解されない」と反発していた。

県総務課は、要綱から県議規定を外した理由について「県議会のことは県議会が話し合ってもらった方がいい」と説明している。

3月12日付 上毛新聞記事

※政務調査費

議員の政策調査や県民への報告のために要する経費として、議員一人あたり年額360万円が支給されている。以前は領収書の提出義務が無かったため、事実上チケットは不可能であり、「第2報酬」とも呼ばれていた。

群馬県は、平成20年度から「1万円以上」の経費について領収書添付が義務付けられたが、抜け穴があることには変わりなく、100%透明化には至っていない。

派遣村 その後はどうなったのか?



1月5日、日比谷公園からの移転先の一つ、八丁堀の小学校跡地「京華スクエア」を単身視察。派遣切りにあった方々の実態を目の当たりにし、経済大国日本の負の現実を実感する。

地域活動三二報告 飯塚・飯玉地区



県営住宅がビル陰となって、地上デジタル放送の電波が受信できない世帯の方々からの要望に基づき県との協議を進めてきました。

結果、補償措置として、ケーブル受信による視聴を県の費用負担により行う方針となりました。

(写真は県による説明会の状況)